

出水郡医師会医療・介護ネットワーク事業  
INA サポートライン  
運用ポリシー 令和元年7月改定



出水地区在宅医療・介護連携推進協議会  
INA サポートライン運用ポリシー

## **(目的)**

第1条 この運用ポリシーは、出水郡医師会医療・介護ネットワーク事業において、メディカルケアステーション（以下、MCS という。）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、MCS を適正に利用することに資することを目的とする。

## **(法令及びガイドライン)**

第2条 事業者は医師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解したうえで、MCS を利用することとする。

- ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版

## **(利用申込)**

第3条 MCS を利用する事業所管理者は、出水郡医師会に対して「利用者申込書（別紙様式1）」及び「事業所申込書（別紙様式2）」を提出し、MCS の適正な運用に努めるものとする。新規事業所申込みの場合は利用者申込書（別紙様式1）及び事業所申込書（別紙様式2）は原本を提出する。追加申込みの場合はFAXでの提出も可能である。

## **(連携元事業所)**

第4条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する医療機関（かかりつけ医が所属する医療機関）及び在宅医療介護支援センターが「連携元事業所」となり、患者情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

## **(連携元事業所の責務)**

第5条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・MCS のグループ登録（患者グループ）及び削除管理
- ・MCS の各グループへの多職種連携参加メンバーの招待及び解除
- ・業務上、医師が連携元事業所の責務が困難な場合、医師の承認を受けた者が代行しても構わない。

## **(患者同意)**

第6条 MCS で情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族に「患者同意書」を記入してもらう。但し、在宅医療契約を事前に取り交わしている場合省略しても構わない。（患者同意書・・・別紙様式4）

## **(MCS 管理者の設置)**

第7条 事業所管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持し、MCS 管理者を設置し運用を行う。ただし、MCS 管理者を変更した場合は、速やかに在宅医療介護支援センターへ文書（FAX 可）にて報告すること。（MCS 管理者変更届・・・別紙様式5）

## **(MCS 管理者の責務)**

第8条 MCS 管理者はMCS の適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・医師会より借用しているタブレット式の管理
- ・MCS の ID 管理
- ・MCS への事業所内のスタッフ登録及び削除

### (スタッフ誓約書と教育)

第9条 事業所管理者は、MCS 利用者と守秘義務に関する誓約書を交わすとともに、MCS 管理者及び MCS 利用者に対して定期的に教育を行うこと。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。

(業務情報保持に関する従事者誓約書・・・別紙様式3)

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT 機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

### (MCS 利用上の留意事項)

第10条 連携元事業所、MCS 管理者及び MCS 利用者は別紙【MCS 利用上の留意事項】に留意して、MCS を利用する。

### (ID・パスワードの管理)

第11条 MCS の ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払って個人が管理し共有しない。
- (2) 一つの ID を複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、定期的に変更することが望ましい。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホやタブレット、パソコンなど、利用するすべての端末には個人でロックをかける等管理を工夫する。

### (IT 機器のセキュリティ対策)

第12条 IT 機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード(英数混合8文字以上)を設定すること。設定にあたり推定しやすいパスワードを避け、定期的に変更することが望ましい。
- (2) 情報機器には定められている以外のアプリケーションをインストールしないこと。  
たとえば、ファイル交換ソフト(Winny等)をインストールしないこと。
- (3) ブラウザは ID やパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (4) MCS の操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロードや、コピー、スクリーンショットの取得を行わないこと。
- (5) 個人所有の端末を業務使用に許可するかどうかは、事業所ごとの判断となるが、紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運用を行うものとする。

### (その他)

第13条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

### 附則

第1条 この規程は平成28年11月24日から施行する。

第2条 この規定は平成29年9月1日に改訂した。

第3条 この規定は令和元年7月1日に改訂した。

## 【MCS の用語】

- (1) 連携元事業所  
患者を管理する医療機関（かかりつけ医が所属する医療機関）及び在宅医療介護支援センター
- (2) 事業所管理者  
MCS 参加事業所の管理者
- (3) MCS 管理者  
医師会より端末を借用し管理者登録されている者、または事業所の代表者から承認を受けた者  
MCS を登録している事業所の代表者（端末の借用が無い場合）
- (4) MCS 利用者  
MCS 管理者以外で ID、パスワードを所有している者

## 【MCS 利用上の留意事項】

- (1) 連携元事業所
  - ・MCS で患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要がある医療介護従事者及び在宅医療介護支援センターのコーディネーターを招待して患者単位のチームを作る。1つのグループで1人の患者を運用する。
  - ・連携元事業所は、MCS を利用しなくなった患者について、「保管機能」を使って保管庫に移す。
- (2) MCS 管理者
  - ・MCS 管理者は、MCS の安全かつ適正な運用管理を図り、MCS 利用者の不正利用が発生した場合等は、事業所管理者へ報告しその利用者の利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
  - ・MCS 管理者も、以下に示す MCS 利用者の利用方法を遵守する。
  - ・該当する参加メンバーが退職や異動、担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除する必要があるため、在宅医療介護支援センターへ連絡する。（削除手続きには、退職者の ID・パスワードが必要）
  - ・MCS 管理者が退職の場合は、別紙様式 5 の管理者変更届を在宅医療介護支援センターへ FAX する。
- (3) MCS 利用者
  - ・情報セキュリティに十分に注意し、MCS の ID やパスワードは、事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供したりしてはならない。
  - ・患者グループに招待を受けた MCS 利用者は、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
  - ・各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。
  - ・MCS のグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするためにも、MCS の個人設定で、スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録する。
  - ・自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、すみやかにメンバー「解除」を行う。
  - ・事業所を退職や異動など、MCS を利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
  - ・MCS 利用者は、書き込みの際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
  - ・MCS 利用者は、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
  - ・MCS 利用者は、MCS のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに事業所管理者に報告し、その指示に従うこと。
  - ・MCS 利用者は、不正アクセスを発見した場合、速やかに MCS 管理者に連絡しその指示に従うこと。
- (4) 事業所の退会
  - ・事業所の閉鎖・移転・その他、事業所の意向により MCS の退会をする場合、MCS 解約書（別紙様式 7）を記入し、出水郡医師会在宅医療介護支援センターへ提出する。借用タブレットがあれば、返却する。